



(職員の初任給，昇給等の基準に関する細則の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給，昇給等の基準に関する細則（2019年4月1日細則第23号）の一部を次のように改正する。

(改正前)			(改正後)		
別表第1（第3条関係）					
(1) 教育職給料表初任給基準表					
職種	学歴免許等	初任給			
助教_____	博士課程修了	1級33号給	又は助 手		
	修士課程修了	1級17号給			
	大学卒	1級5号給			
	短大卒	1級1号給			

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は，2025年4月1日より施行する。